

1号認定の児童に対する暴風雨や大地震発生時等における認定こども園及び幼稚園の対応要領

1 対象となる防災気象情報

この要領において、対象の防災気象情報(以下「対象防災気象情報」という。)は、次に掲げるとおりとする。

(1) 警戒レベル5相当の情報に当たる特別警報

レベル5大雨特別警報及びレベル5土砂災害特別警報

(2) 警戒レベル4相当の情報に当たる危険警報

レベル4大雨危険警報及びレベル4土砂災害危険警報

(3) 警戒レベル3相当の情報に当たる警報

レベル3大雨警報及びレベル3土砂災害警報

(4) その他の防災気象情報

暴風特別警報、大雪特別警報、暴風雪特別警報、暴風警報、大雪警報及び暴風雪警報

※ 雷注意報については、必ずしも対応を要する防災気象情報ではないが、児童の安全確保の観点から、注意すべき事項として取り扱う。

2 香芝市に対象防災気象情報が発表された場合等

(1) 登園時刻前に発表された場合

ア 7時00分に対象防災気象情報が発表されている場合

- ・ 児童の登園は見合わせ、自宅で待機させる。

イ 8時00分までに対象防災気象情報が解除された場合 ★

- ・ 10時00分をめぐりに児童を登園させ、教育活動を開始し、給食を実施する。ただし、保護者の判断により児童を登園させないことができるものとする。
- ・ 登園の際、職員は園周辺の安全確認を行う。

ウ 8時00分に対象防災気象情報が継続して発表されている場合

- ・ 終日臨時休業とする。

(2) 登園時間中(7時01分から8時45分まで)に発表された場合 ★

- ・ 児童を一旦登園させた後、9時00分までに各学級において児童の安否確認を行う。その後は、後記(3)「在園中に発表された場合」のとおりとする。ただし、自宅周辺の状況に応じて、保護者の判断により児童を登園させないことができるものとする。この場合において、園は、保護者に対し、

その旨を速やかに園に連絡するよう依頼する。

- ・ 登園の際、職員は園周辺の安全確認を行う。

(3) 在園中に発表された場合 ★

ア 降園時刻までに天候の回復が見込まれない場合

(ア) 局地的な豪雨等によって危険な状況でない場合

- ・ 局地的な豪雨等によって危険な状況でない場合は、教育活動を中止するなどして臨時休業とし、危険な状況が到来するまでに早急に児童を降園させる。
- ・ 降園の際、職員は園周辺の安全確認を行う。
- ・ 対象防災気象情報が翌日も継続して発表されることが予想される場合は、翌日及び翌々日に関する連絡事項を保護者にメール等により通知する。

(イ) 局地的な豪雨等によって危険な状況である場合

- ・ 局地的な豪雨等によって危険な状況である場合は、教育活動を中止するなどして臨時休業とするが、原則として園の安全な場所で児童を待機させる。特別警報（前記1(1)警戒レベル5相当の情報に当たる特別警報及び前記1(4)その他の防災気象情報のうち暴風特別警報、大雪特別警報、暴風雪特別警報をいう。）が発表された場合は、即時に教育活動を中止し、直ちに命を守る行動を取らせる。
- ・ 危険な状況が更に続く場合は、児童を安全に保護者へ直接引き渡す。

イ 降園時刻までに天候の回復が見込まれる場合又は対象防災気象情報が解除された場合

- ・ 通常どおり教育活動を実施し、予定の降園時刻に児童を降園させる。
- ・ 降園の際、職員は、必要に応じて、園周辺の安全確認を行う。

(4) その他の場合

ア 香芝市にレベル2大雨注意報又はレベル2土砂災害注意報が発表されていて、レベル3大雨警報又はレベル3土砂災害警報への切替えが予想される場合 ★

- ・ 子ども家庭部長からの通達に基づいて、指定の措置時刻（時間帯）において教育活動を中止するなどして臨時休業とし、保護者に連絡の上、児童を降園させる。
- ・ 降園の際、職員は園周辺の安全確認を行う。

イ 前日の段階で対象防災気象情報の発表又はその状況と同等の気象状況が確実に予想される場合 ★

- ・ 子ども家庭部長からの通達に基づいて、指定の対象日及び措置時刻（時間帯）において臨時休業とする。ただし、終日臨時休業とせずに、始業時刻を遅らせて教育活動を実施する等の措置を講じる場合がある。

(5) 留意事項

- ア 前記★印部分については、子ども家庭部長から別紙1の「気象による臨時休所（業）等に関する通達」を発出する。子ども家庭部長は、各園長に同通達を発出しようとするときは、あらかじめ危機管理監と協議する。
- イ 前記(1)から(4)までの事項は原則的なものであって、これと異なる対応を求める通達を発出することもあるので留意する。
- ウ 園は、前記一連の対応が完了したときは、速やかに保育幼稚園課に報告する。

3 香芝市に震度5弱以上の地震が発生した場合

(1) 登園時刻前に発生した場合

ア 前日17時00分から当日7時00分までに発生した場合

- ・ 終日臨時休業とする。

イ 登園開始時刻頃に発生した場合

- ・ 自宅を出発していない児童の登園は見合わせる。
- ・ 終日臨時休業とするが、既に自宅を出発した児童については、後記(2)「登園時間中（7時01分から8時45分まで）に発生した場合」のとおりとする。

(2) 登園時間中（7時01分から8時45分まで）に発生した場合

- ・ 終日臨時休業とするが、児童を一旦登園させた後、9時00分までに各学級において児童の安否確認を行う。その後は、後記(3)「在園中に発生した場合」のとおりとする。ただし、自宅周辺の状況に応じて、保護者の判断により児童を登園させないことができ、また、園よりも自宅の方が近い場合や自宅に戻った方が安全な場合は、自宅に戻ることができるものとする。この場合において、園は、保護者に対し、その旨を速やかに園に連絡するよう依頼する。
- ・ 登園の際、職員は園周辺の安全確認を行う。余震への注意を促し、特に落石や崖崩れが発生しそうな場所、古い建物やブロック塀、神社仏閣などの倒壊のおそれのある灯籠や石碑等などに近づかないようにし、建物等からの落下物にも注意するよう児童に指導し、保護者にも注意喚起する。

(3) 在園中に発生した場合

- ・ 教育活動を中止するなどして臨時休業とするが、原則として園の安全な場所で待機させる。
- ・ 児童は、子ども家庭部長から各園長への指示を待ってから降園させる。子ども家庭部長が各園長に児童の降園の指示をしようとするときは、あらかじめ危機管理監と協議する。
- ・ 降園の際、職員は園周辺の安全確認を行う。

(4) 留意事項

- ア 発生した地震が震度4以下の場合は、通常どおり教育活動を実施し、予定の降園時刻に児童を降園させる。
- イ 前記(1)から(3)までの事項は原則的なものであって、これと異なる対応を求める通達を発出することもあるので留意する。
- ウ 園は、前記一連の対応が完了したときは、速やかに保育幼稚園課に報告する。

4 園施設等被害状況の報告

園は、園の施設及び設備の被害状況について、随時、保育幼稚園課にその概況を報告するとともに、2日以内に報告書を提出する。

5 その他

保育幼稚園課及び保健給食課並びに園は、別紙2の「香芝市に対象防災気象情報が発表された場合等の対応（1号認定の児童の保護者への発信内容）」及び別紙3の「香芝市に震度5弱以上の地震が発生した場合の対応（1号認定の児童の保護者への発信内容）」により、それぞれの場合の対応を確認するとともに、迅速かつ的確に保護者に通知することができるように送信することとなるメール等の文面をあらかじめ作成する等の準備をしておく。